

会社退職マニュアル～その2～

退職の際に必要な手続(すぐに再就職しない場合)

雇用保険の求職者給付基本手当の受給方法

受給資格によって90～360日の給付日数があります。

1.準備

以下の書類を揃え、住所地管轄のハローワークへ！受給期間は原則1年なので、会社から離職票を受け取ったなるべく早く行きましょう。

- ①雇用保険被保険者証
- ②離職票
- ③印鑑(シャチハタは不可)
- ④運転免許証(なければ住民票)
- ⑤写真(縦 3cm横 2.5cm) 1枚
- ⑥自分名義の預金通帳(基本手当を振込んでもらう口座)

2.求職の申し込み

上記の書類を提出し、所定の求職票に就職を希望する業種、職種、勤務地などを記入します。

そうすると、説明会の日時・場所の告知があります。

3.受給説明会

説明会では、雇用保険制度と基本手当(つまりは失業保険)受給手続の説明があり、以下の書類が交付されます。

- ①雇用保険受給資格証
- ②失業認定申告書
- ③雇用保険受給者のしおり

ここで、失業認定日が指定されます。*** 筆記用具をお持ちください。**

3.失業の認定

失業の認定は、4週間毎です。認定日にハローワークに行って、前の認定日から次の認定日前日の間に、求職活動をしたこと、その期間働いていなかったことを失業認定申告書に記載します。

基本手当は、認定日から2, 3日後、指定の口座に振り込まれます。

(最初の認定は、7日の待期間があるので、3週間分の基本手当)

しかし、自己都合退職者は、約3ヶ月の給付制限期間があるので、求職の申し込み後約3ヶ月後の第2回認定日後に、給付制限解除後の受給日数によって、基本手当が振り込まれます。以後4週間ごとの「認定日」にハローワークで失業の認定を受け、4週間分の基本手当を給付日数に応じて受給します。

何の連絡もなしに認定日に行かないと、基本手当は支給されないので注意しましょう！

4.公共職業訓練

自己都合退職で、3ヶ月以上も基本手当を受給できないのは困るという方は、ハローワークで募集して

いる公共職業訓練を受けましょう。訓練を受ければ訓練を受け初めの日から、基本手当が受給できます。
また、給付日数が少ない方、受給している期間に職業訓練を開始すれば職業訓練を受けている期間、基本手当の訓練延長給付を受けることができます。(技術訓練でない場合、3ヶ月程度が多いです。)

医療保険の手続

退職後、会社に勤めない場合の医療保険には、今の勤め先の健保の任意継続被保険者となる場合と、国民健康保険の被保険者となる場合があります。

国民健康保険の保険料は、住所地の市町村によって違いがあります。あなたの住所地の市区町村国民健康保険窓口で国民健保に加入した場合の保険料をまず確認し、健保の任意継続となった場合の保険料と比較して検討しましょう。

あなたが単身の場合は、健保の任意継続、国民健保の単純比較です。しかし、被扶養配偶者やご家族がおいでの場合、国民健保には被扶養者の制度はありません。慎重に比較検討なさることをお勧めします。

①健康保険任意継続被保険者

退職前継続して2ヶ月以上健康保険又は健康保険組合の被保険者であった場合、健保又はその健康保険組合の任意継続被保険者になることができます。

- ・手続き方法→退職の日の翌日から20日以内に住所地管轄の協会けんぽの窓口で申し込みをしてください。

手続きの際必要なものは、住民票と印鑑

- ・1ヵ月の保険料上限→40歳未満 27,944円
40歳以上 32,284円

*以上は平成24年度の京都府の価額です。もしあなたが、健康保険組合設置の会社に勤務なさっていた場合、規約により別価額の場合があります。

- ・任意継続被保険者となれる期間は2年間です。
- ・保険料の支払いについては、後日納付書が送られてきます。

ご注意ください！

健康保険法の改正により、平成19年4月以降、任意継続被保険者に対する傷病手当金、資格喪失後の6ヶ月以内の出産の場合支給されていた出産手当金の支給が廃止されています。

②国民健康保険に加入する場合

手続き方法→退職の日の翌日から14日以内に住所地管轄の市区町村の国民健康保険担当窓口で手続

手続きの際必要なものは、印鑑、離職票の写しなど退職日を証明できる書類

保険料の支払いについては、後日納付書が送られてきます。

注意点！

退職後、あなたの配偶者の健康保険の被扶養配偶者及び国民年金第3号被保険者となる場合には、年収130万円以下という条件があります。

雇用保険の求職者給付の基本手当も、収入に含まれますので、その金額によっては、条件をクリアできない場合もあります。ご注意ください。

国民年金の手続

*** 60歳未満又はまだ老齢の年金の受給権をまだお持ちでない場合の手続です。**

会社を退職しすぐに再就職しない場合、公的年金のシステムでは以下のどちらかの形で、年金のシステムに組み込まれるということになります。

どうしても、保険料の支払いが難しい場合は、免除制度もありますので手続きはしっかりなさっておかれることをお勧めします。

●国民年金の第1号被保険者となる場合

＜あなた自身の手続＞

この場合、あなたの住所地を管轄する市区町村の国民年金の窓口で14日以内に手続きをします。（国民年金資格取得届の提出）手続きの際必要なものは、印鑑と会社を退職したことを証明できる書類（離職票の写し等）

・保険料 14,980円（平成24年度価額）

もし、余裕がおありなら、加えて400円の付加保険料もお払いになるとお得です。

・保険料の支払い方法 後日納付書が送られてきます。

＜あなたの被扶養配偶者の手続＞

あなたに20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がおいでの場合あなたが会社を退職なされたことにより、その被扶養配偶者も国民年金第1号被保険者となり、被保険者種別変更届の提出が必要です。

手続きの際必要なものは、印鑑と配偶者が退職したことを証明できる書類。

・保険料 14,980円（平成24年度価額）

もし、余裕がおありなら、加えて400円の付加保険料もお払いになるとお得です。

・保険料の支払い方法 後日納付書が送られてきます。

●国民年金の第3号被保険者となる場合（保険料は不要）

あなたが20歳～60歳未満であり、配偶者が被用者年金の被保険者（国民年金の第2号被保険者）であれば、その被扶養配偶者である第3号被保険者となることができます。

その際は、あなたが会社を退職してから14日以内に、配偶者の会社を経由して年金事務所に届け出るようになります。

注意点

- ①あなたに、年間130万円以上の収入があると、被扶養配偶者となることは出来ません。この収入には雇用保険の求職者給付も 含みます。このケースに該当する場合は、ひとまず、国民年金の第1号と

なり、収入要件をクリアした時点で、第3号となる届出をすることになります。

②第3号の届出をうっかり忘れ、2年間放置すると、無年金期間になってしまう場合があります。

3号は保険料は不要なので、届出を決して忘れないでください。

住民税の支払い及び確定申告

●住民税の支払い

会社を退職すると、お住まいの市町村から直接住民税の納付書が送られてきます。

住民税の支払いは、前年の収入により、年4回に分けて納付します。

*** 前年の収入が多いと、これは結構痛いです！**

●確定申告

退職前に支払った税金を、確定申告で還付してもらいましょう。

退職時の給与所得の源泉徴収票の『源泉徴収税額』の欄をチェック。

ここに、金額が入っていた方は、給料から所得税が控除されていたので、OK です。

以下の書類を揃えて、頑張りましょう。

①源泉徴収票

②生命保険料、損保の控除証明書

③国民健康保険料領収書、健康保険任意継続保険料領収書

④国民年金保険料控除証明書

⑤歯科診療等の医療を受けた場合の領収書

(医療費が一定額を超えれば、確定申告することで還付されます)

以上

西尾雅枝社会保険労務士事務所

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入ル占出山町 308 ヤマチュウビル 2F N10

TEL/FAX 075-241-4586 URL <http://www.nishio-sr.com> e-Mail info@nishio-sr.com

この文書の無断転載転用は固くお断りいたします。